

転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第63号

平成27年8月10日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第64号

平成27年8月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成27年8月12日
- 3 道路の位置 広島市安芸区中野一丁目36番1の一部、36番2の一部、36番2地先里道
- 4 幅員 4.10メートル
- 5 延長 34.60メートル

広島市告示(安芸区)第65号

平成27年8月25日

広島市自転車の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第66号

平成27年8月25日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、8月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(佐伯区)第106号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第107号

平成27年8月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第108号

平成27年8月7日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。
その関係図面は、平成27年8月7日から同月21日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 里道名 | 所在(起点及び終点) |
|----|-------------|--|
| 里道 | 佐伯1区1281号里道 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内44番3地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内44番3地先まで |
| 里道 | 佐伯1区1291号里道 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先まで |
| 里道 | 佐伯1区1280号里道 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで |
| 里道 | 佐伯1区1280号里道 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで |

広島市告示(佐伯区)第109号

平成27年8月7日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。
その関係図面は、平成27年8月7日から同月21日まで、広

高市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|---------------|--|
| 水路 | K3-H29-5-6水路 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内44番3地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内44番3地先まで |
| 水路 | K3-H29-5-9水路 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲45番地先まで |
| 水路 | K3-H29-5-10水路 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで |
| 水路 | K3-H29-5-15水路 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先から 広島市佐伯区五日市町大字上河内甲46番1地先まで |

広島市告示(佐伯区)第110号

平成27年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第111号

平成27年8月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第112号

平成27年8月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月10日から同月24日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-----------|--|-----|---------------------------|---------------|
| 市道 | 佐伯3区112号線 | 佐伯区坪井二丁目579番地2地先から 佐伯区坪井二丁目579番地1地先まで | 旧 | メートル 3.16 ～ 4.00 | メートル 25.00 |
| | | | 新 | メートル 3.58 ～ 4.00 | メートル 25.00 |

広島市告示(佐伯区)第113号

平成27年8月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年8月10日から同月24日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始 | 供用開始の期日 |
|-------|-----------|--|------------|
| 市道 | 佐伯3区112号線 | 佐伯区坪井二丁目579番地2地先から 佐伯区坪井二丁目579番地1地先まで | 平成27年8月10日 |

広島市告示(佐伯区)第114号

平成27年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第115号

平成27年8月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成27年8月19日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡二丁目321番3の一部、
325番4の一部、326番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル
延長 56.89メートル

広島市告示（佐伯区）第116号

平成27年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第117号

平成27年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第118号

平成27年8月20日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第119号

平成27年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第120号

平成27年8月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第121号

平成27年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第122号

平成27年8月31日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年8月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

区告示

広島市東区告示第5号

平成27年8月13日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 松出由美

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 10-17

広島 19-30

広島市東区告示第6号

平成27年8月20日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|-------------------|---------|
| 大西 秀治 | 広島市東区若草町4番26-517号 | 職権消除 |

広島市東区告示第7号

平成27年8月20日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|-------------------|---------|
| 角山 美枝 | 広島市東区曙二丁目6番1-802号 | 職権消除 |

広島市東区告示第8号

平成27年8月21日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|----------------------|---------|
| 兵頭 広司 | 広島市東区戸坂山根一丁目3番4-708号 | 職権消除 |

広島市東区告示第9号

平成27年8月27日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|------------------------|---------|
| 檜垣 満弓 | 広島市東区牛田新町三丁目14番15-302号 | 職権消除 |

広島市東区告示第10号

平成27年8月31日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|------------------|---------|
| 佐川 和正 | 広島市東区山根町2番1-101号 | 職権消除 |

広島市東区告示第11号

平成27年8月31日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------|---------|
| 川口 敏和 | 広島市東区尾長西二丁目2番4号 | 職権消除 |

広島市東区告示第12号

平成27年8月31日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|---------------------------|---------|
| 松谷 重昭 | 広島市東区曙三丁目3番20-202号 益村アパート | 職権消除 |

広島市東区告示第13号

平成27年8月31日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名 | 住民票記載の住所 | 職権処理の内容 |
|------|------------------|---------|
| 迫谷 晃 | 広島市東区中山東一丁目1番13号 | 職権消除 |

広島市南区告示第13号

平成27年8月14日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範 朗

記

| 氏名 | 住民票の住所 | 職権処理の内容 |
|--------|-----------------------|---------|
| 吉村 奈保子 | 広島市南区字品西二丁目14番21-406号 | 消除 |
| 中佐古 潤 | 広島市南区大州五丁目11番3号 | 消除 |
| 橋本 大耀 | 広島市南区東雲本町二丁目10番23号 | 消除 |

広島市南区告示第14号

平成27年8月31日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範 朗

記

| 氏名 | 住民票の住所 | 職権処理の内容 |
|-------|-----------------------|---------|
| 白井 和信 | 広島市南区字品御幸三丁目14番4-104号 | 消除 |
| 谷本 信正 | 広島市南区大州四丁目5番22-604号 | 消除 |
| 浜田 隆 | 広島市南区荒神町1番8-605号 | 消除 |

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月26日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた、平成13年広島市選挙管理委員会告示第9号による広島市農業委員会委員選挙の第8選挙区における投票区の設置の告示中、表の一部を別紙のとおり変更します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第22号

平成27年8月31日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村 和幸

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち9月5日(土)及び同月6日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第23号

平成27年8月31日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村 和幸

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち9月5日(土)及び同月6日(日)については、中区市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第24号

平成27年8月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会

委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
 広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
 (縦覧期間のうち平成27年9月5日から同月6日までの2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
 広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
 (縦覧期間のうち平成27年9月5日から同月6日までの2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第24号

平成27年8月21日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞 夫

1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月21日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞 夫

1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第24号

平成27年8月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末 和 政

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号
 広島市西区役所内
 広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月19日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末 和 政

1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号
 広島市西区役所内
 広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
 毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第30号

平成27年8月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第31号

平成27年8月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、
毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第34号

平成27年8月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第268条において適用することとされた公職選挙法第192条第1項の規定に基づき、平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨を別紙のとおり公表します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第35号

平成27年8月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した

者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第36号

平成27年8月18日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間
午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月26日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成27年9月5日（土）及び同月6日（日）については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、

毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第26号

平成27年8月26日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
（縦覧期間のうち平成27年9月5日（土）及び同月6日（日）については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口）
- 2 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第24号

平成27年8月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年9月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
（9月5日（土）及び同月6日（日）については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第25号

平成27年8月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のと

おり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成27年9月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
（9月5日（土）及び同月6日（日）については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口）

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第26号

平成27年8月19日

昭和60年広島市選挙管理委員会告示第9号による佐伯区の投票区の設置の告示中表の一部を、次のとおり変更しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

次のとおり 略

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第5号

平成27年8月13日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡浩

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第3号中「医務監」の右に「専門監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教委規則

広島市教育委員会規則第14号

平成27年8月27日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表五月が丘の項中「五月が丘五丁目」の右に「、石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目、石内東四丁目」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教委告示

広島市教育委員会告示第13号

平成27年8月20日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 井内 康輝

- 1 日時 平成27年8月27日（木） 9時30分
※ 途中昼食をとり再開し、終了は午後になる予定です。

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

- (1) 平成26年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について（報告）
(2) 青少年交流事業の開催結果について（報告）
(3) 平和教育について（報告）
(4) 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案）
(5) 平成28年度から使用する広島市立中学校用教科書の採択について（議案）【一部臨時会に継続審議予定】



広島市教育委員会告示第14号

平成27年8月20日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

（別紙）

平成25年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（こども未来局）

- 1 監査意見公表年月日
平成26年2月3日（広島市監査公表第2号）
2 包括外部監査人
世良 敏昭
3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年7月23日（広こ企第26号）
4 監査のテーマ

広島市教育委員会

委員長 井内 康輝

- 1 日時 平成27年8月28日（金） 9時30分
※ 途中昼食をとり再開し、終了は午後になる予定です。

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

- (1) 平成28年度から使用する広島市立中学校用教科書の採択について（議案）【継続審議予定】
(2) 平成28年度から使用する広島市立中等教育学校用教科書の採択について（議案）
(3) 平成28年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案）
(4) 平成28年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案）

【非公開予定議題】

- (5) 広島市社会教育委員の委嘱について（議案）
(6) 平成28年度広島市立高等学校の入学定員について（報告）
(7) 平成27年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案）

監査公表

広島市監査公表第28号

平成27年8月3日

広島市監査委員 佐伯 克彦

同 井上 周子

同 竹田 康律

同 星谷 鉄正

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

| 一般財団法人広島市都市整備公社（保育園維持補修等業務に係る委託業務内容等の明確化及び業務完了時の提出書類の見直しについて）（所管課：こども未来局保育企画課） | |
|---|--|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨 | 対 応 の 内 容 |
| 市は、市立保育園の維持補修等業務を一般財団法人広島市都市整備公社（以下「本団体」という。）へ委託している。 当該委託契約に係る契約書について、委託業務の内容が、「広島市保育園の維持補修等業務その他市が必要とする業務」として記載されておらず、実際に本団体が行っている具体的な業務内容が記載されていない。 また、契約上、市が本団体から受け取っているのは、委託料の執行状況、資金計画等委託料に関するものであり、業務の実施に関する報告については受け取ることとしていない。市は、本団体から適宜修繕発注状況のリスト等を入手しているため、業務の実施状況について把握する手段はある。しかし、市立保育園の維持補修に関して、市が中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報提供、報告又は提案といったことが、当該業務を通じて本団体から行われることも期待できる。 市は、作業方法や作業上の注意事項を含めた業務内容について、できる限り詳細に契約書又は仕様書に明確に記載することが望まれる。 また、中長期的な視点を踏まえた総合的な判断を行うに資する情報を市が得ることができるよう、費用対効果を勘案の上、当該業務に関する実施報告書を契約上の必要な書類として位置付けることが望ましい。 | 監査の意見を踏まえ、平成26年度の委託契約締結時から、委託業務の具体的な内容や業務実施上の留意事項などを記載した仕様書を作成し、それを契約書に添付している。 また、平成26年度における毎月の業務執行状況報告時から、具体的な業務の実施内容や今後の修繕・保守管理に関する所見等を記載した「業務報告書」を本団体から提出させることとし、それを契約上の取り決めとしている。 |

~~~~~

**広島市監査公表第29号**  
 平成27年8月20日

広島市監査委員 佐伯克彦  
 同 井上周子  
 同 竹田康律

同 星谷鉄正

**包括外部監査の意見に対する対応結果の公表**  
 広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別紙）

平成25年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
 （水道局）

- 1 監査意見公表年月日  
平成26年2月3日（広島市監査公表第2号）
- 2 包括外部監査人  
世良 敏昭
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成27年8月5日（広水財第57号）
- 4 監査のテーマ  
財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

| 公益財団法人広島市農林水産振興センター<br>(1) 業務委託における特命随意契約の理由の明確化について（所管課：水道局企画総務課）                                                                                    |                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                       | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                             |
| 市は、本団体に対して、特命随意契約により業務を委託している。<br>この特命随意契約の理由を検討した結果、本団体が公益的な団体であり、業務実施能力を有していることは検討されている。しかし、本団体以外の者が実施できないことについて、民間事業者からの業務の参入機会の可能性を市が検討している文書は確認で | 「太田川源流の森整備業務」における水源涵養林の育成は、森林を育成して、多くの水資源を貯留できる土壌形成を図り、洪水及び濁水の緩和並びに水質浄化という水源涵養機能を高めることを目的とした公益性の高い業務である。<br>本業務を実施するためには、森林の生態及び樹木の特性について、収益的な木材生産を目的とした森林育成とは大きく異なる知 |

きなかった。  
 また、業務内容を分けることで民間事業者等に対する業務委託が可能となるものも見受けられたが、市はこのような観点からの検討に関して、特命随意契約とする理由書に記載していない。  
 当業務は、民間事業者等に対する委託の可能性があり、特命随意契約によらざるを得ないことが明らかであるとはいえないと考える。  
 したがって、市は、その具体的な理由を明確にすることが望まれる。

識及び技術が必要である。また、間伐や枝打ちなどの施業が、十分な効果をもたらすよう、施業の設計及び管理（監督・検査）を一体的に行うこととし、施業も、こうした下で実施される必要がある。

これについて、本市又は本市近郊に所在する森林組合や民間事業者は、収益的な木材生産を目的とした森林育成を行っており、水源涵養林の育成を目的とした施業の設計及び管理の業務経験がないため、委託することが困難である。

これに対し、公益財団法人広島市農林水産振興センター（以下「センター」という。）は、「水源涵養、緑地保全等公益的機能の活用に関する指導及び普及啓発」を実施事業の一つに掲げており、本業務の実施に必要な知識及び技術を有していることから、整備基本計画の策定から、計画に基づいた一体的な施業の設計及び管理までを着実に進めることができる唯一の相手方である。

ただし、施業については、センターの体制上、多くの職員を擁して直接これを行うよりも、再委託により実施するほうが効率的であり、また、これはセンターによる施業管理を通じて林業関係者の技術向上にもつながることから、林業の振興に資するものであり、公益性の観点からも適正である。

以上の理由により、本業務は、センターを相手方として、特命随意契約により委託するものであり、平成26年度から、こうした理由を具体的かつ明確にするよう見直した。

公益財団法人広島市農林水産振興センター

(2) 業務委託における再委託の承諾理由の明確化について（所管課：水道局企画総務課）

| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 対 応 の 内 容                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>市が本団体に委託した業務において、本団体から再委託を行っている。</p> <p>再委託を行うに当たっては、委託契約約款により、あらかじめ市から書面による承諾を得ることが規定されており、承諾願いが本団体から提出されているが、再委託の実施理由や再委託者の業務遂行能力に関する記載はなかった。</p> <p>また、市は、再委託の承諾願いを受けて、委託契約約款により、書面による承諾を行っているが、承諾理由を示す書面は確認できなかった。</p> <p>委託契約約款上、再委託は例外的事項として位置付けられており、再委託の承諾に当たっては、再委託の実施理由や再委託者の業務遂行能力を明らかにすることにより、再委託の可否を慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>市は、再委託の承諾に係る根拠を明確にするために、承諾に係る理由について、書面等により確認できる状態にすることが望まれる。</p> | <p>再委託の必要性については、(1)で述べたとおりである。</p> <p>再委託の承諾に係る理由については、平成26年度から、再委託承諾願いに再委託理由の項目を設けて、書面上で明記させることとした。また、承諾の回答に当たっては、その妥当性を審査した旨を書面上に明記することとした。</p> |